

2018 年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第 87 号条約オブザベーション (抄)

(厚生労働省大臣官房国際課仮訳)

結社の自由及び団結権の保護に関する条約

1948 年 (第 87 号)

日本 : (批准 1965 年)

委員会は、また、2018 年 9 月 28 日に受領した全国労働組合総連合 (全労連) の見解に留意し、政府に対して、これらの見解に対応する情報を提供するよう要請する。

委員会は、再度、政府に対して、調査の実施、その成果及び結果として実施済み又は実施予定の措置に関する情報を提供するよう要請する。委員会は、政府がその報告書において説明した消防職員委員会制度に関する追加的な取組に留意し、一方で、また、改正された消防職員委員会運用方針が条約の下での団結権の認識と異なっていることに留意し、再度、協議の継続が、消防職員が自らの職業上の利益を守るために自ら選んだ組織を結成し参加する権利の確保に向けた更なる進展に資するものとなるというその強い期待を表明する。委員会は、政府に対して、この点に関してとられたあらゆる更なる取組についての詳細な情報及び将来において考えられている取組についての詳細な情報を提供するよう要請する。

委員会は、したがって、再度、政府に対して、国内の社会的パートナー及び関係する利害関係者と協議の上、司法警察の特定の職務に就いていない刑務官が自らの職業上の利益を守るために自ら選んだ組織を結成し参加できるようにするために必要な措置を講じること、また、この点に関してとられた措置に関する詳細な情報を提供するよう要請する。

委員会は、総会委員会の議長集約を想起し、政府に対して、関係する社会的パートナーと十分に協議の上、関係当事者が信頼を置いており、あらゆる段階において参加が可能であり、また、裁定が一旦下された場合には、完全かつ迅速に実施される、効果的で公平かつ迅速なあっせん・仲裁手続を確保するために、現行制度見直しのための期限を定めた行動計画を作り上げることを要請する。委員会は、政府に対して、この点に関してとられた措置について説明し、その間にも、人事院勧告制度の機能に関して詳細な情報を引き続き提供することを要請する。委員会は、政府に対して、国家の名の下に権限を行使しない公務員が条約第 3 条に基づく権利を完全に行使することを保障するため、講じられた、又は計画された措置について説明するよう更に要請する。

2017 年条約勧告適用専門家委員会 I L O 第 100 号条約オブザベーション (抄)

(厚生労働省国際課仮訳)

同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約

1951 年 (第 100 号)

日本 (批准 : 1967 年)

委員会は、男女間の賃金不平等が 2012 年から 2015 年の間にわずかしこ縮小しておらず、26.3%の賃金格差が残っていることを踏まえ、再度、政府に対して、同一価値の労働に対する男女の同一報酬に関する権利を明確に確立する法令上の枠組みの存在を確保するための即時の具体的な行動をとるよう促す。委員会は、政府に対して、この点に関してとられた措置及び達成された進展に関する詳細な情報並びに発出されたあらゆる行政上の指針を含む男女の同一報酬に確かに影響を及ぼした既存の法令の適用に関する情報を引き続き提供するよう求める。委員会は、政府が実際の女性の雇用状況の改善のため、新しい「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の実施に依拠していることに留意し、政府に対して、同法に基づき収集し、分析し、公表する行動計画に含めることが求められる追加のデータとして、「男性の賃金に対する女性の賃金の比率」を加えることを検討するよう求める。委員会は、政府に対して、水平的及び垂直的な性別職域分離を含め、重大な男女の賃金格差に直接的又は間接的に寄与する全ての分野に取り組む一層の努力を続けるよう求める。

委員会は、この条約が正規雇用と非正規雇用の両方に適用されることを想起し、また、パートタイム労働に女性が多いこと及びその結果として生じる男女の賃金格差への影響を含む雇用構造の性別の側面について考慮し、政府に対して、女性が多数を占める職業の過小評価に対処するため、客観的な職務評価を促進するため、及び公共部門及び民間部門における正規雇用及び非正規雇用の分類横断的な報酬水準の調整をするためにとられた措置並びに女性の正規雇用への就職及び再就職の機会を改善するための措置に関する情報を提供するよう求める。委員会は、正規労働者と非正規労働者の雇用に関する新たなガイドラインの草案を策定中であることを理解し、政府に対して、同ガイドラインが採択された際にはその写し、また、実際にその適用を促進するためにとられた措置に関する情報を提出するよう求める。委員会は、また、政府に対して、臨時雇用及び派遣労働並びにパートタイム労働、有期雇用及び無期フルタイム雇用における男女の参加及び給与水準に関して、性別により分類した統計情報を引き続き提供するよう求める。

委員会は、政府に対して、行政指導の実施を含め、パートタイム労働法の第 8 条がどのように解釈されているか、及びこの改正の結果待遇及び賃金率に変更された男女労働者の

数を含めてパートタイム労働者に対する影響に関する情報を提供するよう求める。委員会は、有期雇用から無期雇用への転換を求める権利に関する改正労働契約法が 2018 年に施行されることに留意し、政府に対して、パートタイムからフルタイム及び有期から無期への転換を含む、要求された転換に関する情報並びに性別により分類したこれらの統計情報の提供を求める。委員会は、また、政府に対して、連合が地方公共サービスにおける職務の分類に関して提起した問題に対処するためにとられた措置に関する情報を提供するよう要請する。

委員会は、総合職における女性の数が継続的に少ないこととそれに伴う賃金不平等への影響を考慮し、委員会は、政府に対して、新規採用及び一般職からの転換の両方を含め、総合職における女性の割合を上げる一層の努力をし、また、キャリアパスを横断した客観的職務評価を促進するためにとられた措置に関する情報を提供するよう促す。委員会は、また、転勤要件に基づく禁止される間接的差別の範囲の拡大に関する変化の影響及び“合理性”の概念の解釈方法に関する情報を提供するよう要請する。

2017年条約勧告適用専門家委員会 ILO第122号条約オブザーベーション (抄)

(厚生労働省国際課仮訳)

雇用政策に関する条約

1966年(第122号)

日本(批准:1986年)

委員会は、政府に対して、日本再興戦略、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び雇用政策基本方針の下で実施される措置を含む、採択した雇用対策の影響に関する詳細な最新の情報を提供するように要請する。委員会は、また、政府に対して、年齢及び性別によって分類した雇用動向に関する統計並びに全体的な経済政策及び社会政策の枠組みの中で実施される雇用対策の決定及び見直しの手続に関する統計を含む、最新の情報を提供するように要請する。

委員会は、政府に対して、雇用対策及びプログラムの策定、実施及び見直しに関する労働政策審議会の活動並びにそれらと他の経済政策及び社会政策との関連性に関する情報を引き続き提供するように要請する。また、委員会は、政府に対して、関連する措置の影響を受ける者の代表者が協議を受ける方法に関する情報についても提供するように要請する。

2017年条約勧告適用専門家委員会 ILO第156号条約オブザベーション (抄)

(厚生労働省国際課仮訳)

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約

1981年(第156号)

日本(批准:1986年)

委員会は、政府に対して、育児・介護休業法の実施並びに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び国家公務員及び地方公務員の育児休業及び介護休暇に関する法令に関する情報を引き続き提供するよう求める。委員会は、また、政府に対して、講じられた様々な政策措置の内容に関する情報及びそれらの政策措置が目的との関係で推進され、実行され、見直された方法に関する情報を引き続き提供するよう求める。

委員会は、政府に対して、民間部門及び公共部門における有期雇用労働者及びパートタイム労働者を含む非正規労働者に対する効果的な条約の適用を確保するための取組を強化することを求める。委員会は、また、政府に対して、有期雇用労働者及びパートタイム労働者による育児休業及び介護休業の利用に関し行われたあらゆる見直し、直面するあらゆる障壁及び育児・介護休業法の改善された適用を促進するためにとられたフォローアップの措置に関する情報を引き続き提供するよう求める。政府は、また、民間部門及び公共部門において育児休業及び介護休業を申請し取得した有期雇用労働者の数に関する性別により分類された統計情報を提供することを求められている。

委員会は、男女双方の介護休業の低取得及び男性の育児休業の低取得に留意し、政府に対して、男女共に法令に規定されている休業を実際に取得できること、及び取得する休業について男女間でさらなる調和をとることが奨励されることを確保するために措置をとるよう求める。委員会は、また、政府に対して、取得された休業の類型について性別により分類した統計を引き続き提供するよう求める。

委員会は、政府に対して、民間企業において、年間の労働時間を削減する一層の努力をし、労働時間を削減し、又は所定外労働時間を制限するために議論されているあらゆる措置に関する情報を提供することを求める。委員会は、また、政府に対して、労働時間に関する労働基準法、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法及び仕事と家庭的責任の調和に関する2008年第108号のガイドライン(労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針))の実際の実施に関する情報を提供するよう求める。政府は、また、監督及び違反並びに契約上の地位及びフルタイム/パートタイム労働者により分類された男女の平均労働時間数の動向に関する統計を引き続き提供するよう求められている。

委員会は、政府に対して、育児・介護休業法の解雇その他不利益取扱いを禁止する条文に関する行政相談及び判決並びにその結果に関する情報を含む、解雇その他不利益取扱いを禁止する同法の関連条文の実際の適用に関する情報を提供するよう求める。委員会は、また、政府に対して、条約第8条が法令及び慣行において完全に適用されることを確保するためにとられたあらゆる他の措置について説明するよう求める。